

東日本大震災の集中復興期間の延長と特例的な 財政支援の継続を求める意見書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から四年が経過した。被災地の自治体は、国内外から多くのご支援ご協力、或いは温かい励ましをいただき、日々、鎮魂と感謝の気持ちを込め、一刻も早い復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいる。その一方で、時間が経過するにつれ、被災地を除けば、震災に関する報道も減り、震災の記憶が風化しつつあるのではと、被災者の間に懸念が広がっている。

国は、経済再生と財政健全化が急務であり、加えて、頻発する土砂災害や首都直下型地震、南海トラフ地震など、将来起こりうる災害への備えを急ぐ必要があり、東日本大震災被災地で執行される復興事業費と特例的な財政支援について、国民の厳しい目が注がれることも止むを得ない側面として理解するものであります。

しかし、震災以前より厳しい財政状況が続く被災地の多くの自治体は、あまりの被害の甚大さゆえに、阪神淡路大震災や中越地震時の制度を活用しても、復旧・復興は到底成し遂げられないと判断し、国の全面支援を強く要請したところではあります。そのような被災地の実情のもとで措置された**復興交付金、復興枠事業、震災復興特別交付税等の特例的な財政支援は、復興の原動力の源泉であり、これなくして東日本大震災からの復興はあり得ず、あらためて深く感謝申し上げるものです。**

現在、本市では、復興まちづくり計画に基づき、概ね計画どおり復旧・復興が進められております。しかし、市外避難者を含め、未だ約4,000名の市民が、応急仮設住宅等で不自由な生活を強いられ、生活再建とまちの復興を一日千秋の思いで待ち続けております。

被災地全体では、復興に要する膨大な量の事業を遂行するにあたり、技術職員を中心とするマンパワーの不足、人件費・資機材費の高騰による入札・契約の不調、さらには各自治体が抱える地域事情等も絡み、大規模な事業ほど集中復興期間内の完了が困難な見通しとなっております。

そのような中、先般、政府は、東日本大震災の集中復興期間後の復興事

業に関し、地方負担の導入を検討する意向を示すとともに、集中復興期間後の復興支援の枠組みを今年の夏までに策定すると表明しました。

地方負担について、本市の場合、震災前からの課題であった少子化・高齢化への対応、震災後の人口減少、老朽化した公共施設の再編・再建など、課題は山積しており、いわゆる通常事業費の財源確保にも苦慮している状況であります。したがって、**たとえわずかな地方負担率であっても、莫大な復興事業費に到底対応できるものではなく、特に財政規模の小さな被災自治体ほど、その与える影響は甚大であり、復興の大幅な遅れにつながります。**

よって、国においては、被災地復興への取り組みについて、慎重に検討いただき、平成27年度までとしている集中復興期間を復旧・復興が成し遂げられるまで延長するとともに、特例的な財政支援について、現行制度を維持し、集中復興期間の延長と合せて継続するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年5月12日

宮城県東松島市議会議長 滝 健一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	下村 博文 様
農林水産大臣	林 芳正 様
国土交通大臣	太田 昭宏 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様
環境大臣	望月 義夫 様
復興大臣福島原発事故再生総括担当	竹下 亘 様